

議長（滝内久生君） 質問順位 5 番、1 つ、白浜大浜海水浴場について、2 つ、ごみ処理焼却場について、3 つ、新庁舎建設について、4 つ、グランドホテル土地家屋の取得について。

以上 4 件について、6 番 佐々木清和君。

〔 6 番 佐々木清和君登壇 〕

6 番（佐々木清和君） 皆さん、おはようございます。聞こえますでしょうか。毎回、声が小さいということでお叱りの言葉をいただいていますので、今日は意識して大きな声でと思っています。再興の会の佐々木清和です。

一般質問の通告に従って、質問をさせていただきたいと思います。

議長から紹介ありました、一般質問は海水浴場問題ほか 3 件ですけれども、いずれも市財政の状況と深く関わるものですから、最初に下田市の財政の状況についてお伺いいたします。

令和元年並びに令和 2 年度の下田市の各会計の決算審査に当たり、下田市の財政状況について、人口減少や地域産業の落ち込みによる市財政の根幹をなす市税収入の減少が続いていると思います。一方、市長、市三役や私たち議員の報酬並びに市職員給与費、人件費、維持費、物件費の減少は見込めません。また、これまでの市債の償還などの支出は今後ますます増大すると思われます。こうした市の経常経費は全体として増大していく一方だと思います。

こうした状況の中、第 1 の質問点として、新庁舎建設、広域ごみ処理事業、突然出てきた旧グランドホテルなどの買収・解体などの大規模な大型事業を進めようとしています。これらの事業を見込んだ今後 5 年間の経常経費はどのように推計されるのか、お答えを求めます。

経常支出を賄うための基本的財源は、直接税、市民並びに地方交付税が主たるものと思います。このような経常収入の今後の見通し、見込みはどうなるのか、御提示ください。

今後、経常的支出と経常的収入のバランスが崩れることがないのか、御回答を求めます。

市債の現状と今後の見通しについてお伺いします。既に述べたとおり、下田市は新庁舎建設事業など、膨大な借金を原資とした事業を進めようとしています。現在の市債の残高は、特別会計を含む市の市債の現在の現在高は幾らなんでしょうか。私の推定では、こうした大型事業を進めれば、数年後には 200 億円を超える借金を負うことになると思います。後の世代に対する人たちに借金返済の負担がかかってきます。ひいては下田市財政の危機をもたらすものではないでしょうか。

質問の冒頭に当たり、下田市の財政の現状と今後の見通しについてお伺いいたしました。

その上で、通告に従って質問させていただきます。

まず、大浜海水浴場について。

第1点、海水浴場問題については、昨年の6月、市長選挙で市長は白浜大浜海水浴場での違反営業をストップさせるとの公約を掲げて当選しました。市長就任後、今年の夏を含めて2回の夏の海水浴場の管理運営に当たられました。今年の夏も含め、市長公約が実現できたのか、お考えをお聞かせください、回答を求めます。

2、今年の夏の海水浴場の開設に当たり、白浜海水浴場で違反営業を繰り返す2業者に、条例違反の海水浴場内での営業行為を行わないよう罰則が適用されることも示して要請を行いました。また、8月には違反営業している1事業者に、条例に基づいて周知、中止の命令を出したにもかかわらず、この事業者は海水浴シーズンが終わるまで違反営業を続けてまいりました。このことにつきまして、下田市は罰則の適用について、下田警察署と協議を進めたいというお話ですが、どのような協議が行われたか、御回答を求めます。

こうした市当局のこれまでにない取組を進められましたが、大浜海水浴場での違反営業は基本的に中止させることはできませんでした。こうした経緯を踏まえて、来年の夏の海水浴場開設に当たっては、条例違反の営業行為を中止させるためにどのような対策で挑むお考えか、御回答を求めます。

なお、私たちはこうした海水浴場における問題を曖昧に対応するならば、原田区民の安全な生活を確保することもできないし、大勢の来遊客に不快な思いをさせることになり、下田市の観光そのものにも大きなマイナスになるものと思います。市の条例に基づく毅然とした対応が求められています。市長の政治責任と行政執行の責任が問われていると思います。この点について市長の見解をお伺いいたします。回答を求めたいと思います。

また、私たちは海水浴場の条例の見直しをお願いしてきましたが、改正点について具体的提案もさせていただきました。私たちは、地球環境の危機的状況は、温暖化にある気候変動だけでなく、海洋におけるマイクロプラスチックごみの蔓延など、海洋汚染が私たちの暮らしにも直結する重大な問題だと思っています。そうした観点から、条例の改正の第1点として、海洋汚染防止の理念を盛り込むこと。2点目、水難事故防止のため、ライフセーバーの地元での育成を下田市の責務とすること。3点目、禁止行為について、現状と見合っているか再検討する必要があると思います。具体的には、大音響の問題や、そして違反営業を防止するための物品の持込みの禁止などを加える必要があると思います。回答を求めます。

一方、条例の実効性を担保する方策は、一般的には罰則を規定することによるしかありません。現行の罰則に行政罰の上限を再検討すべきと思います。なお、行政罰は市の権限で対

応できると思います。料金の検討をすべきではないでしょうか、回答を求めます。

以上のような諸点について、提案を今までしてまいりました。市長の条例改正に関する今後の日程と見解を求めたいと思います。

次、ごみ処理焼却場について。

広域ごみ処理計画とごみの減量、リサイクルなどについてお伺いします。本年10月26日には広域ごみ処理計画の基本構想について私たちに説明がありましたが、基本構想の前文や策定に当たっての調査資料などは示されず、不十分な説明に終わりました。また、11月19日に開かれた全員協議会で、1市3町の町長、市長による広域ごみ処理計画を進める上での基本的合意とも取れる覚書の締結がされたことが報告されました。いずれも下田市の子どもたちの健康、地域の環境への負荷を大きくするものであります。今後のまちづくりにも重大な影響をもたらすものであると思います。市民への説明も十分に行われず、不十分であると思います。計画を進める前に、まず市民や議会への説明を尽くすべきと考えますが、いかがお考えでしょうか、市長に回答を求めたいと思います。

基本構想では、1市3町のごみの焼却とリサイクル処理を進めるための施設を敷根地区に建設し、ごみの焼却については令和9年度から供用を開始し、リサイクル処理施設については令和11年度から供用を開始するということが基本的な内容だと思いますが、敷根における市の中心部に1市3町のごみを焼却するための新たなごみ焼却施設の建設を計画するに当たり、学校教育関係者や地域の住民との協議を進め、その経過を説明してください、回答を求めます。

場所の選定に当たっては、11月16日に交わされた覚書でも敷根地区を有力な候補地としつつも、この地域での生活環境影響調査の結果によって決定するとしています。結果によっては敷根地区での建設は中止になるということがあるのでしょうか、この点についてもお伺いいたします。これは昨日の他の議員の質問にもございました、重複になると思いますがお願いいたします。

現在のごみ焼却施設は、総面積8,000平米余あります。全て活用されており、空地はあまりありません。従来どおり下田市のごみ焼却やリサイクルを進めながら、この場所での大型ごみ処理施設の建設は基本的に不可能と思いますが、いかがでしょうか。この地域で新たな用地を獲得するのでしょうか。また、締結された覚書では、一部事務組合を設立して事業を進めることとなっていますが、環境影響調査基準計画などの策定なども一部事務組合で実施するのでしょうか、回答を求めます。

次に、今年3月、本年度の予算で基本構想の策定の費用と、そして国への補助金の交付金の要請するための計画策定を予算で定めてありますが、建設場所が確定できない状況での補助金や交付金の申請を進めることができるのでしょうか。そのほか基本計画、基本設計も同様ではないのでしょうか。いずれにしても新庁舎建設事業のような手戻りにならないように慎重に対応すべきではないのでしょうか。市長に回答を求めたいと思います。

なお、下田市の中心部に1市3町の大型ごみの焼却施設を造り、下田市が1市3町のごみの集積地となり、日常的にごみを積載した車が敷根に集中することになります。駅前や敷根道路の渋滞が常態化すると思われます。市民の車両だけではなく、観光で訪れた車もごみを積んだ車に挟まれて通行することになります。また、通学・通園に危険を伴うことになります。今後30年間も市の中心部と言うべき敷根地区での大量のごみを燃やし続けることが、これからの下田市のまちづくりや発展にとって重大な妨げになるとは思いますがいかがでしょうか、回答を求めます。

ごみの減量化、資源化についてお伺いします。現在の下田市のリサイクル率は約13%内外、全国的にも最低の水準と言えます。その理由の1つは、雑紙も含めて、段ボールなど全ての紙類が原則的に資源化が可能であるにもかかわらず、大半が焼却されています。令和2年度の決算報告でも、焼却されてるごみの約50%が紙類です。まずは分別を進めるべきではないのでしょうか。次に、4月には廃プラスチックの資源化を推進する法律が施行されます。既に述べたとおり、下田市で焼却されているごみは紙類とプラスチック類が約70%を占めています。今後、数年後にはプラスチックごみのリサイクルも全国的に推進されると思います。残るごみは生ごみや草木などの有機物だと思います。これも植物リサイクル法の改正に伴い、バイオ処理が推奨されております。このことについてどのように思いますか、回答を求めたいと思います。

今、日常生活から出るごみは、燃やす方向から再利用・資源化に大きく転換しようとしています。こうした流れの中で、仮に1市3町の中でごみの広域的処理を考えるならば、ごみのリサイクル・資源化を先行して検討すべきではないのでしょうか。ごみのリサイクルについては、行政の取組だけでは実現できません。排出する市民、事業者の協力と意識の改革が必要です。下田市に行政と市民が協力してごみの減量・リサイクルを推進するために、仮称ですが、ごみ減量リサイクル推進市民会議のようなものを設置することが必要だと思いますがいかがでしょうか、回答を求めます。

以上述べたように、脱炭素、脱排気ガス社会に進もうとしています。私たち市民もその取

組を進めることが後の世代を担う人たちへの責務だと思います。こうした視点から考えるならば、敷根地区での1市3町のごみを燃やすための大型ごみ処理施設の計画は根本的な再検討が必要だと思いますがいかがでしょうか、市民への回答を求めます。

次に、新庁舎建設問題についてお伺いします。

新庁舎建設問題については、移転先をめぐって二転三転してきました。その都度、市民の大切なお預かりした税金が無駄に使われてきました。そうした中で、令和元年度と令和2年度の当初予算で多額の新庁舎建設費が計上されましたが、いずれも未執行に終わりました。とりわけ令和2年度において松木市長が就任し、年度途中で、途中で予算そのものが撤回されました。この間の方針の転換によって、実際に支出された金額のうち、ほとんどが無駄な支出になってしまったと思われます。その金額はどの程度になるのでしょうか。また、この間の無駄に支出された財源は、全て市民の負担によるものです。回答を求めたいと思います。

市政のこのような結果になった原因と、その責任は明確にされるべきだと思います。このような失敗を繰り返さないことが市政全般にとって極めて大事なことだと思います。いかがでしょうか。

本年11月19日に開かれた全員協議会で、新庁舎建設問題について説明がありました。その中で、来春、統合中学が開校されることにより、稲生沢中学校の庁舎としての活用について報告がなされました。校舎並びに体育館などは、ほとんどが耐震性を確保されており、庁舎としての活用が十分可能だとのことでした。こうした中で新庁舎の一部として活用していきたいと私の質問に市長は訂正し、一部ではなく、全部を有効に活用するという意味ですということ、この一部という言葉は抹消していただいたと思うんですが、稲生沢中学を新庁舎の一部ではなく、庁舎そのものとして、全施設の改修を進めて、新庁舎として活用すべきではないでしょうか。このことについていかがお考えでしょうか、回答を求めます。そうすることによって、新庁舎建設に関わる膨大な費用は大きく削減できると思います。国道からの進入も可能であり、駐車スペースも十分と思われるはずです。ただし、稲生沢川の洪水と浸水の区域であることには変わりありません。浸水対策と高齢者、障がい者の利用の便を図る施設改善が必要とは思いますが。

次に、市長は新庁舎建設と現庁舎の大規模改修を同時に進める考えを示しました。来春には稲生沢中学の生徒が統合中学校に全て移ります。直ちに改修工事を進めることが可能となります。そうなれば、現行庁舎の多額の公費を使っの耐震補強工事、改修事業は二重の投資となります。市民の大切なお預かりした税金を有効に使うためには、現庁舎の活用などの

基本的な方向が確定した後に必要な事業を進めるべきではないでしょうか。

最後に、下田グランドホテル土地家屋の取得について。

下田グランドホテルの取得についてお伺いします。今年11月19日の全員協議会において、突然、下田市はグランドホテルの土地家屋の取得を進める方向であると報告されました。この唐突とも言える方針について、決定に至る詳細な全経過を相手方の申出の文書を含め、全ての資料の提出を今定例議会中に提出することを要請します。

多くの市民は、唐突とも言えるグランドホテルの取得について、一様に驚いています。まずは正確な情報の開示が必要ですが、これまでの市の説明に基づいて質問いたします。

下田市は地方公共団体であり、土地建物の取得は、市民の行政サービスの向上など、公共の施設のための用地取得を進めるための目的でなければなりません。今回、土地取得の基本的な理由と目的は何であるのか、説明を求めます。よろしくお願いをいたします。

取得の理由の1つに、建物の所有者が破産手続の開始によってなくなるということが法的に根拠があるのでしょうか。また、グランドホテルの所有者の破産の手続が行われている中で、現段階で取得すれば低廉な価格で取得できると言っておりますが、取得価格はどれくらいになるか、正確な数字をお伺いします。

取得を進めようとしているグランドホテルの建物と土地にはどのような抵当権が設定され、金額は幾らなのか。抵当権の解除に当たって、誰がその経費を負担するのか。同ホテルの所有者に対する固定資産税、都市計画税など、下田市の債権はあるとすれば幾らになるのでしょうか。11月の全員協議会でこの件に関して、固定資産税などの滞納額について質問したところ、当局は個人情報であるから答弁は差し控えたいとのことでした。これは裏返して考えれば、多額の税の滞納があることが推定されます、市民はそういうふうに思います。滞納税金の法的に確保するために手続は行われたのでしょうか。下田市はこの同ホテルの所有者が破産の手続をした時点で管財人から報告があったと思いますが、いつでしょうか。

私のこれはネットでの調査ですが、私の調査では、会社は破産の手続が本年の1月下旬となっております。市の報告では本年7月から破産手続が進められたとのことでした。事実関係はどうなのでしょう、債権者の一覧表は確認されたのでしょうか、回答を求めます。

市の報告では、建設年度が昭和32年度、グランドホテルですね、ことごとございますが、間違いはございませんでしょうか。昭和32年といえば今から60年以上前で、劣化が進んでいるということになります、実際に建設されたのは、私もよく分かりませんが、昭和40年代ではないでしょうか、御確認をお願いいたします。

次に、取得の理由に、ペリーロードなどからの景観上の問題があるから、下田市が取得して解体するというのですが、跡地の有効活用も決まっていない状況の中、数億円の解体費が必要となりますが、今後の下田市の財政状況から、このような支出は可能でしょうか。第三者が所有している物件の処理を、下田市のような公共団体が通常行うことはあり得ません。どうしても必要な場合には、代執行の手続を取って行うのが原則です。景観上の理由だけで、この廃ホテルの建物と土地の取得を軽々しく軽々に進めるべきではないと思います。下田市は破産管財人に対して取得の約束をしているのでしょうか。重ねてお伺いします。

下田市の債権も確保されず、多額の解体費用を負担しなければならない、この建物と土地の取得をこのように急いで進めようとしている理由は何でしょうか、回答を求めたいと思います。

思いもよらないような負担を伴う取得になることが十分予想されます。重ねてこの土地と建物の取得についての全経過を市民に明らかにすべきではないでしょうか、市民に重大な負担のしかからないよう、重ねて慎重な対応を要請します。

以上で質問の趣旨だけをさせていただきました。これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長（滝内久生君） 当局の答弁を求めます。

市長。

市長（松木正一郎君） 最初に、市の財政事情についてのお話がありました。通告外ですが、私の考え方のみ申し上げます。

議員御指摘のとおり、下田市の財政は非常に厳しい、もうまさにそのとおりでございます。だからこそやるべきことは2つ。支出を抑える、それから一方で稼ぐ、この2つになります。支出を抑えるの1つには、例えば空くことになる校舎を活用して庁舎建設のコストを圧縮すること、あるいはごみ処理をはじめとする様々な行政的な事務を広域連携して、規模の経済という言葉がありますが、大きな規模にすることによって、それを単独で持つよりも上手に回すということです。この場合の大きなというのは巨大なという意味ではありません、合わせてという意味です。この2つの柱について、現在、様々な施策をそれぞれの課で検討しているところでございます。

ごみと新庁舎の問題につきましては、全協、あるいは昨日の定例会の中でも、私、市長としての骨格の方針をお示ししておりますので、詳細については担当課長から御説明申し上げます。

白浜の問題、これも実はこれまで何回かここで御報告いたしておりますし、佐々木議員は地元とこの市当局との話合い、さらには業者さん、違反している業者さんとの話合いにも御参画いただいています。さらにはあの真夏の炎天下の中で行政と一緒に様々な取組を御協力をいただいているところでございます。そうした実践的な議員の活動にここでまずは敬意を表したいと思います。

さて、その違法の営業をストップしようと、そういうことを私が申し上げたのは間違いのない。そして、そのこと、ゴールを目指してあらゆる方策を講じているところでございます。昨年度の条例違反事業者をここへ呼びつけて、それで、それに対して向こうは来てくれまして、話合いをしました。そこには今申し上げましたように、議員も参画していただきまして、そこで条例の遵守について強く求めたわけでございます。さらに罰則規定をどうするかといったことについて、警察と協議を重ねているところです。

特に今年度は、白浜の市民グループの方々から何回かその意見交換といいましょうか、いろいろ知恵をお互いに絞ろうじゃないかということで話し合っ、そして一定の評価をいただいたというふうに感じています。行政や地元が協力しながら、様々な取組が行われた。条例に基づく指示書の発出もそうですし、原田支部による原田支部の有志でしょうか、新しい団体による浜地内でのレンタル営業の実施です。ここにもここにいらっしゃる議員の何人かの人が協力してくださっています。結果として条例違反業者の活動範囲を縮めることができたというのは、私は実感として感じています。また、サービスの提供に皆さんが協力してくださった、ここも白浜のお客様に対してのサービスの向上につながっているというふうに感じたところでございます。

庁内でプロジェクト委員会を立ち上げまして、横断的に様々な検討を行い、パトロールの回数やそのメンバーの強化、さらには防犯カメラの設置などに取り組んできたところですが、今後さらなる改善に向け、様々な方針、方策について検討してまいります。

私からは以上でございます。

議長（滝内久生君） 観光交流課長。

観光交流課長（佐々木雅昭君） それでは、通告の内容と大分違っているようでございますけれども、私のほうからお答えできる範囲でお答え申し上げます。

まず1点目ですけれども、一部の業者は夏が終わっても営業を続けていたという点でございますけれども、ただ、かなり夏の期間の我々のパトロールも功を奏したと申しますか、営業を続けていた業者に関しては、浜地内での保管行為等が行われず、今度は歩道のほうに積

み上げるようなことになっておったと思うんですけれども、これに関しましては、当然、歩道の占用というようなことになりますので、土木事務所のほうに取締りを依頼を申し上げてまいったところでございます。

それと、警察との協議ということでございますけれども、こちらに関しましては、前回11月の全員協議会でも御説明申し上げておりますけれども、この夏、3回の中止の指示書を発出したというようなことから、こちらの市が行いました行政処分の有効性について警察のほうと協議を行ったということでございます。

それと、次に来年の夏に業者に対してどうするかということかと思っておりますけれども、今年も条例に基づきます中止の指示書の発出ですとか、パトロールの強化等を行ってまいったところでございますけれども、まだ今のところ、ちょっと具体的に詳細までは申し上げられないんですけれども、来年はさらに新しい手法を検討しているところでございます。

次に、条例改正に触れられておりましたけれども、こちらも11月の全員協議会で若干触れたかと思うんですけれども、今年度は現行条例に基づきます指示書の発出など、様々な取組を進めてまいりました。また地元の原田支部の皆様の御尽力によります浜地内でのサービスの充実は、条例違反業者の抑止に大きな効果があったと考えております。このことから、現行条例におきましても条例違反事業者の排除に結びつく可能性も大いにあると感じております。さらに来年度におきましては、今年度の対策を継続しつつ、条例違反事業者の抑止に効果があると思われる取組について検討を進めておりますので、まずは現行条例の枠組みの中で取組を進めてまいりたいと考えております。

一方で、浜地内のサービスの充実に関しましては、将来的なサービス提供の方法によりましては条例改正が必要となる場合も想定されますので、地域の実情も踏まえ、プロジェクト委員会、また関係機関とも連携をいたしながら、御提案の理念を盛り込むことも含めて慎重に協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 税務課長。

税務課長（佐藤政年君） 税務課です。

グランドホテルの土地家屋の取得についてという御質問の中で、固定資産税や都市計画税、市に納めるべき関連する項目の滞納の内訳、そして破産管財人からの連絡はあったのかどうかということについてでございますけれども、固定資産税をはじめとする市税の課税、そして滞納に関する事項につきましては、地方税法第22条の規定によりましてお答えすることはで

きません。この地方税法第22条では、地方税に関する調査及び徴収に関する事務に従事して
る者の守秘義務が規定されておりまして、納税義務者等の秘密の保護が規定されてるもので
ございます。

以上です。

議長（滝内久生君） 財務課長。

財務課長（日吉由起美君） それでは、私のほうからは、冒頭にお尋ねの財政の状況等につ
きまして御説明申し上げます。若干、通告いただいた部分とちょっと内容が違っておりまし
たので、こちらで御説明させていただきたいと思えます。

まず、財政の状況ということで、令和3年度の一般会計の当初予算の状況で御説明をさせ
ていただきますと、まず予算額は約111億3,000万円でございます、その歳入におきまして
は、自主財源が34.6%、依存財源が65.4%ということで、交付税ですとか国庫、市債等に依
存している歳入となっております。歳出におきましては、人件費や扶助費等の義務的経費
の計が約47億1,000万円で、全体に占める割合としては42.4%、物件費、補助費等の消費的
経費につきましては約33.5%となっております、それ以外のもございますけれども、確か
に経常的な収支比率のほうは高い状態が続いております。今後もその収支の状況は、大きく
変わることはないと思っております。

一般会計の地方債残高につきましては、令和2年度末で約103億円でございます。また、
基金の状況といたしましては、今回の令和3年12月の補正現在、財政調整基金の残高は約9
億9,000万円となっております。現在、令和4年度の予算編成作業を進めておりますけれ
ども、状況としては経済の状況もなかなか見通せないということで、今の厳しい財政状況は
今後も続いていくと思われまますけれども、歳入につきましては、税収の増ですとか、そうい
う努力をいたしつつ、歳出につきましては行革の取組等も通しまして、なるべく圧縮するよ
うな形で今後も進めてまいりたいと思っております。

私のほうからは以上です。

議長（滝内久生君） 環境対策課長。

環境対策課長（鈴木 諭君） それでは、私のほうから、ちょっと御質問が通告外のもの、
内のもの多々ありました。項目多くございましたので、漏れがあるようでしたら御指摘をい
ただきたいと思えます。

初めに、構想を策定し、調査資料等が示されずに説明を尽くされていないのではないか
というような御指摘がございました。平成30年度に下田市が事務局を引き継いで以降、全協、

あるいは議会等におきまして説明を行ってきております。また、構想策定に当たりましては、令和元年度に策定しました可能性調査でありますとか、トンネルコンポスト等、処理方式について委託調査を行った結果等を示した上で、今回構想をまとめてございます。

それから、リサイクルについて、リサイクルの徹底というふうなことについて御質問がございました。リサイクルにつきましては、昨日、橋本議員の御質問の中でもお答えをしておりますけれども、下田市の可燃ごみがおよそ20%がビニール、合成樹脂、それから紙、布類が50%ということで、プラスチックにつきましては、この20%に対しまして、今後、容器包装プラスチック類について、令和11年度の資源化施設の稼働開始に合わせて収集を開始するというので基本構想において位置づけをしております。6月にございましたプラスチックの資源循環法の成立によりまして、プラスチックの一括回収という形が努力義務として定められているような形になっておりますので、こちらについても今後1市3町の協議の中で対応してまいる予定でございます。

〔「聞こえません」と呼ぶ者あり〕

環境対策課長（鈴木 諭君） それから、既に取組を始めている雑紙回収と紙ごみの資源化、それから食べ切り等の食品ロスの削減、生ごみの水切り、生ごみ処理機の購入補助制度等、拡大によりまして、生ごみの減量化と基本構想の理念、基本方針に沿った取組を市民との啓発も含めまして進めてまいることと考えております。

それから、アセスが駄目だったらというようなお話があったかと思っておりますけれども、これは昨日、橋本議員の御質問の際にもお答えしておりますけれども、もしアセス、何か問題があって対応ができないような状況であれば、当然、見直しをするというふうに回答しておりますので、そちらで同じでございます。

それから、大型施設の建設、それから難しいじゃないかというような御指摘がございましたけれども、今回、基本構想の中で58トンの施設規模ということで、現在、下田市の施設が56トンということで、これが際立って大型化してるというふうにはちょっと感じておりません。現在の敷地の中において建設を、今後、基本計画等の中で詰めていくというふうに考えております。

それから、計画に手戻りがないようにということの御指摘がございましたけれども、そちらにつきましても先ほど申し上げたとおり、基本構想に沿って進めていくということで、手戻りのないように進めたいというふうに考えております。

それから、車が敷根に集中する、また、ごみが敷根のほうに集中してくるというようなお

話もございました。車につきましては、現在の交通量調査というのを令和元年度の集計で行いましたけれども、大体平均して1日およそ、たしか120台ぐらい今よりも増えるような形です。その台数でもって新たな渋滞が誘発されるとかというような状況ではないというふうに考えておりますけれども、必要な交通安全対策というものを施していきたいというふうなことで考えております。

それから、分別のリサイクルの関係で、また、それと幾つか御質問いただきましたけれども、分別のリサイクルにつきましては、広域化の中で1市3町の分別の区分等の統一化をする必要があるということで、対象品目の拡大など、そういったものを協議して今後進めてまいります。

また、ごみの減量化、それから資源化の推進に、議員御指摘のとおり市民の御理解、御協力といったものは欠かせないというふうに考えております。ですので、地域全体として取り組んでもらえるように、ごみ出しのマナーの向上なども含めて意識啓発に努めていきたいというふうに考えております。

それから、脱炭素社会の中でごみを焼却するということについてでございますけれども、1市3町の施設を集約するというので、ごみ処理に伴う地域全体として二酸化炭素排出量の削減を見込まれるような状況ですので、可燃ごみの一層の削減や各市町での収集体制の見直し等、さらなる削減に取り組んでまいりたいと考えております。

それから、厳しい財政の中で、こういった大型計画、大丈夫だろうかというようなお話があったかと思えます。人口減少、高齢化が進むこの賀茂地域の中で、老朽化した焼却施設を今後どうしていくかということは共通の課題であるというふうに認識しております。また、ありますので、多くの行政事務と同様に、ごみ処理についても広域化が求められているというふうに考えております。

議長（滝内久生君） 説明員に申し上げます。マイクを近づけて答弁してください。

環境対策課長（鈴木 諭君） はい、すみません。

それから、一部事務組合が環境影響調査をやるのかというようなお話、御質問があったかと思えます。環境アセスにつきましては令和4年度に、まだ一部事務組合は設立されておられませんので、下田市において実施していく予定でございます。

私からは以上です。

議長（滝内久生君） 企画課長。

企画課長（鈴木浩之君） 私のほうから、新庁舎建設につきましてお答えをいたします。

まず、新庁舎の建設位置につきましては、現在まで様々経過がございましたが、現時点におきましては、令和3年9月定例会にて議決をされました条例のとおり、令和8年12月までの完成を目指して作業を進めているところでございます。当然ながら経費につきましては、稲生沢中学校校舎の積極的な活用等によりまして、負担の縮減に努めてまいりたいと考えております。

あと、現庁舎の耐震補強と稲生沢中学校の活用の関係に関する御質問でございますが、議会全員協議会でも御報告させていただきましたとおり、現庁舎安全性調査結果により、庁舎の安全性の確保が必要なことが判明したことから、稲生沢中学校改修工事を先行することも含め、現在、効果的な方法を検討しているところでございます。

それも含めまして、稲生沢中学校の有効活用につきまして、校舎は4階建てとなっておりますけども、稲生沢川洪水浸水想定を考慮しますと2階以上に執務室を配置することがどうかということで、今、検討をしております。また、体育館の有効活用につきましても、1階部分が大きくアリーナとなっております。こちら洪水の浸水リスクを伴うことから、庁舎の執務室機能を配置することは困難ではないかということで、その利用方法につきましては、今後さらに検討が必要と考えております。

こうしたことを踏まえまして、中学校施設の耐用年数や市役所としての利便性なども考慮しながら、今後、将来にわたっての市役所の在り方を検討する中で、中学校部分、新築部分、それぞれに必要な機能、規模を基本計画の中で検討してまいりたいと考えております。

私のほうからは以上でございます。

議長（滝内久生君） 建設課長。

建設課長（高野茂章君） それでは、私のほうからグランドホテルの取得についてのほうをお答えさせていただきます。

まず最初に、申入れの文書なんですけども、文書による申入れはございませんでした。過去においても申入れの経過はなく、令和3年4月20日に破産管財人弁護士から口頭、電話によりまして、低廉な価格で市が購入することはできないか検討してほしいとの申入れの電話があったのが最初でございます。

庁内の検討経過につきましては、10月22日、28日、11月4日の政策会議にて検討を行い、11月15日の政策会議において、全員協議会で行政報告をすることに決定いたしましたところでございます。政策会議の内容としましては、解体費用やほかの廃墟への対応、具体的な事業計画等の諸課題について議論を重ね、所有者不在となり、管理する者がいなくなるリスクをま

ずは回避すべきと判断したところでございます。所有者不在となった、管理者がいなくなる
ことについてでございますが、民法、建築基準法、空家等対策の推進に関する特別措置法で
は、それぞれ建物の所有者による管理責任が定められており、必要な維持管理をしない場合、
その責任を問われることなどありますが、会社法人等の解散により所有者が不在となった場
合、管理責任を負うべき者がいないといった事態が生じます。この場合、直ちに市に管理責
任が生ずるものではないと考えますが、建物の倒壊、飛散等により被害が発生したときには、
市で対応せざるを得ないことが想定されております。また、前述の空家対策等の推進に関す
る特別措置法では、市の責務として空家等対策計画に基づく対策の実施、その他必要な措置
を適正に講ずるよう努めるものとされており、行政としての一定の責任が生ずるものと考え
ております。

抵当権の内容についての質問でございますが、登記簿によりますと、平成21年8月、所有
権移転時に設定された根抵当権、極度額2億円と、令和元年に設定された根抵当権、転抵当
10万円が設定されております。いずれも土地建物、共同担保となっておるものでございます。

11月19日の全協の行政報告の破産手続に入ったのが令和3年7月と表記されていること
についてですが、誠に申し訳ございません、破産手続開始については表記が間違っておりまし
て、7月と1月を間違えておりまして、正しくは令和3年1月の間違いでした。おわびして
訂正いたします。大変申し訳ございませんでした。

それと、建設年次の話なんですけど、議員おっしゃるとおり、新築は昭和32年、増築は昭和
43年に増築されております。

管財人に取得の約束をしているのか。これ、約束云々ではなくて、全協のときにもお話し
したとおり、担保権消滅手続を取るに当たって、誰かが手を挙げなきゃならないということ
なものですから、これは取得の約束ではなく、お金を提示するかどうかの話でありまして、
下田市がまだ取得をすると決まった話ではございません。

急ぐ理由は何かという話なんですけど、先ほども言いましたが、令和3年1月から破産管
財人が破産手続に入っておりまして、この担保権消滅手続をしなければ、もうそのまま破産、
この会社は破産して終わるということで所有者がいなくなる。そこで担保権消滅手続を破産
管財人が取ることによって、抵当権は全部踏み倒すという形になります。その手続に、もう
かかるために急いでるよというのは言われておりますが、いつまでという期限は示されてお
りませんが、もう来年の1月で丸1年になるので、そこら辺については急いでほしいという
話はされておるところでございます。

金額につきましては、今回補正の予算に要求させておりますとおり、100万円で提示する予定でございます。

以上です。

議長（滝内久生君） 答弁漏れがありましたら御指摘ください。

6番（佐々木清和君） それでは、一問一答で、各担当からお声を聞きたいと思います。

まず、市の収入、直接で、それから出さなければいけない固定費、人件費含めて、この金額と、その比率。私は固定の収入と固定の支出、支出のほうを8割、9割に抑えるのが市の行政の正常な運営だと思うんですが、どの辺の%を占めてるのか、お答えください。

議長（滝内久生君） 財務課長。

財務課長（日吉由起美君） 確かに収入、支出につきましては予算書のほうに計上させていただいておりますので、それが本年度当初予算で言えば、全体で112億円ということでございます。その内容につきましては、もちろん固定的に、例えば何かの賃借料ですとか、そういうもの、固定的にございますものと、それから事業の実施に従って変わってくるものがございますので、今、固定費が何%かという、ちょっとその御質問には、すみません、資料を持ち合わせてございません。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 6番 佐々木清和君。

6番（佐々木清和君） これは大事な問題です。収入は市民の所得税、住民税もろもろ、市民が負担するもの、27億円か28億円ぐらいだと思うんですが、100億円というのは補助金を入れてのものじゃないでしょうか。私が言ってるのは直接市民が納める税金です。それから、どうしても必要な支出、固定費、人件費含めて、これがどれくらいなのか、どれくらいのパーセントで市民が負担してるのか、それを聞きたいんです。私はこれはもう8割、9割で運営するのが正常な行政だと思うんですが、回答をお願いします。

議長（滝内久生君） 財務課長。

財務課長（日吉由起美君） 直接納めていただきます市税につきましては、本年度の当初予算では25億3,100万円となっております。そのほかに国・県の補助ですとか、もちろんございまして、例えばあと保育料等は使用料、手数料とか分担金とか、そういうものも市民の方に納めていただいているのがございます。

先ほどもお話しさせていただきましたけれども、義務的経費として人件費、それから扶助費、公債費につきましては、構成比率としては42.4%、これ当初予算現在で42.4%。それか

ら物件費ですとか、維持補修費ですとか、補助費につきましては33.5%。それから投資的経費といたしまして、普通建設事業、工事等をやる部分ですけれども、それは11.8%。その他の積立金ですとか繰出金については12.3%というふうに比率はなっております。

以上です。

〔発言する者あり〕

議長（滝内久生君） 6番 佐々木清和君。

6番（佐々木清和君） ちょっと説明があれですけども、市民が納めるのは所得税、住民税、法人税、消費税、固定資産税、負債市町村税、軽自動車、鉱産税、特別土地保有税、都市計画税、市町村たばこ税、入湯税など、このことを言ってます。これが幾らなのか。それから支出、社会保障、人件費、公共事業、清掃、防災、国民医療費などの人権、文教、債務、これでどうしても出る金額を、合計を知りたいんですね。それが支出と収入の比率が何%か、予算書を見て、私たちは見ますが、市民に知っていただきたいので、あえて質問してます。正確にお答えください。

議長（滝内久生君） 質問者にお尋ねいたします。ここで休憩したいと思います。よろしいでしょうか。

6番（佐々木清和君） はい。

議長（滝内久生君） ここで11時15分まで休憩します。

午前11時 0分休憩

午前11時15分再開

議長（滝内久生君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

当局の答弁を求めます。

財務課長。

財務課長（日吉由起美君） それではすみません、お手元に広報しもだ12月号を配付させていただきました。これ明日発行されるものでございますが、その6ページ、7ページのところを御覧ください。下田市の財政状況について、毎年6月と12月に財政状況を公表しているものでございまして、そちらのほうに令和2年度の決算数値につきまして書かせていただいております。先ほど令和3年度の当初予算で御説明申し上げたところではありますけれども、そちらを御覧いただきますと、6ページの上の段の円グラフのところを見ていただきま

すと、歳入総額が154億5,828万円で、そのうち自主財源が46億7,572万円、30.2%、依存財源は107億8,256万円で69.8%となっております。

そのうち市税でございますけれども、市税につきましては28億1,130万円で18.2%、その市税の内訳につきましては、下段のほうに表になってございますけれども、一番大きいのが固定資産税、市民税という順になってございます。

歳出につきましては、左側のオレンジ色の表になりますけれども、歳出総額といたしましては146億3,099万円の支出でございました。そのうち義務的経費が右側のほうになりますけれども、人件費、扶助費、公債費。それから消費的経費が物件費、補助費というような内訳になってございまして、先ほど議員がおっしゃられた経常的にかかるものというのは、大体この義務的経費、扶助費、公債費、物件費、それから補助費というところになるうかと思えます。

経常的な収入に対して支出がどうなのかというところは、ちょっとこの表にはないんですけれども、令和2年度の主要な施策の成果ということで、決算のときに冊子を議員の皆様にもお配りしてるんですが、経常収支比率という比率がございまして、それは経常一般財源に対して経常の支出がどのぐらいかというところの率を計算するものでございますけれども、令和2年度の経常収支比率は85.8%でございました。令和元年度は89.1%でしたので、少し改善はしているところでありますが、経常的にかかる費用はそのぐらいあるということで、歳出の削減等、それから歳入の確保に努めているところではございますけれども、そのような状況となっております。

この同じ7ページのところを御覧いただきますと、市債残高の内訳というのが真ん中辺にございますので、先ほど申し上げました、一般会計においては103億円、特別会計等を合わせますと181億円ということでございます。

私のほうからは以上でございます。

議長（滝内久生君） 6番 佐々木清和君。

6番（佐々木清和君） なぜ一般質問で言うかといいますと、やっぱりテレビで見る市民が現状を分かりやすく知りたいということで質問をしてるわけで、私はこの自主財源、百何億円じゃなくて、市民が納める税金、46億円ですか、このうちで固定費幾ら出してるのか、それが大きいのか小さいのか。85.8%、それで89.1%、本当はもっと下げて、70とか65でやっていかないと余裕が出ないですね。そういうところを目指すのが市長の責務だと思うんですが、80、90%の支出で市はやっていけないと思います。それを分かりやすく説明していただ

きたかったわけです。

今、回答がありましたけども、181億円4,912万円、市長、これ、どういう長期計画で返済することをお考えでしょうか、もちろん何も無いということはないと思います。どういう返済計画を描いているのか、市民に分かりやすく説明をお願いします。

議長（滝内久生君） 財務課長。

財務課長（日吉由起美君） 市債の残高が181億円ということですので、もちろんこの中には交付税措置のあるもの、下田市は事業を行うに当たって、全て持っている財源だけでできませんので、交付税のある起債を活用して事業を行って行くわけです。それにつきましては、交付税の充当率が70%とかということもございますので、この数字だけではあれなんですけれども、もちろん起債の種類、それから事業の内容によって返済期間を定めまして、順次返済していくということでございます。

以上です。

議長（滝内久生君） 市長。

市長（松木正一郎君） 議員も御承知のとおり、行政というところは借金をしながらやるとい、そういった面を有しています。これはどこの市町村でも同じで、いわゆる地方交付税も不交付団体というのはほんの一部になります。その借金である起債を起こすときに、何が最も有利であるかというのを選択するのが、ここにいるそれぞれの担当課長の手腕になります。最も有利なもので、そして、かつコストを圧縮して必要な住民サービスをする、これが市長の責務であると考えています。

以上です。

議長（滝内久生君） 6番 佐々木清和君。

6番（佐々木清和君） 市長の答えは、個人の家庭で言えば、借金があってもそれは仕方ないというような受け取り方ですが、私は借金はもう市はゼロにして、預貯金が増えるような行政をしていく、その余剰にできたお金を子どもたちの福祉に回すのが市長の役目だと思うんです。借金はいたし方ないなんていう前提に立ってはいけません。しからばどうしたらいいか。まず市役所が変わらないといけません。市の職員の給与の検討、議員の定数の検討、議員の歳費の検討、まず市役所が変わって、しからば市民の皆さん、こういう苦勞をお願いしますと。先ほどのコロナ禍でもそうですね、市民にはいろんな規制を強いながら、夜、飲み歩く人たちがいたわけですね、市民に大勢迷惑かけて。そういうのをなくして、まず市役所がどういうふうになるかということ、その前提で、その後に物事を進める。それを置い

といて借金が必要だという理論は市民は納得できないんですが、私はこの負債をゼロにしていく努力が必要だと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（滝内久生君） 市長。

市長（松木正一郎君） 先ほど、私が行政というのは借金をしながら進めるものがあると申し上げましたのは、例えば公共事業で、未来にも使う道路、こういったものについて、今の人だけのお金ではなく、未来に使う人に対しても負担してもらおうと、こういうふうなものが一般論としてございます。

それから、職員が変わることが大切だとおっしゃいました。これは私は相当共感しています。それは、今ここにいる職員がよくないという、こういう意味ではなく、私たち行政は、やはり市民のために働くという、そういう意識をしっかりとって、そしてコストカットをして、そして場合によっては見直したり、止まったり、立ち止まったりといったことをすべきだと考えています。これについて今、様々な研修の中で、私もその先頭に立ちまして実施してるところでございます。

今回のコロナのワクチンのときも、相当の実は市役所としての業務量が増えました。かといって、直ちに職員の数を増やすわけにはいかなかった。したがって、今いる人間の回転数を上げるしかないということで、職員の人たちが頑張ってくれました。私はよくやってくれたというふうに思っています。前回、中村議員から、御苦労さまでしたというふうに言っていただきました。こういう言葉をいただけますと、本当に苦しみながら自分の家族のことを二の次にして市民のために働いている職員たちが報われると思います。どうかそのような見方で今後も御指導いただければと思います。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 6番 佐々木清和君。

6番（佐々木清和君） 回答が抜けてると思うんですが、違法業者との対話についてのその結果をどういうふうに総括してるのか、市長、お答えいただければと思います。

議長（滝内久生君） 観光交流課長。

観光交流課長（佐々木雅昭君） 昨年度の無許可業者との話合いがどう生かされたかというような御質問と捉えましてお答え申し上げますが、昨年度の条例違反事業者との話合いにおきましては、当然、条例の遵守を強く求めております。さらに条例の罰則適用も踏まえ、警察等とも協議を進めてまいりました。今年度は佐々木議員も含みます白浜原田市民グループを中心に地元住民との意見交換も行い、対応策につきまして行政と地元が協力しながら進

めてきたと思っております。具体的には条例に基づく指示書の発出等の各種対策ですとか、地元原田支部によります浜地内でのレンタル営業の実施等と考えております。

結果として、条例違反業者の活動範囲を一定程度狭めることができたものというふうと考えておりますし、サービスの提供の面におきまして大きな一歩になったというふう感じているところでございます。

また、プロジェクト委員会のほうも立ち上げたことは以前にも御説明させていただいておりますけれども、こちらのほうの委員会を立ち上げて、課題解決に向けて庁内横断的な検討を行いまして、パトロールの回数ですとか、メンバーの強化、防犯カメラの設置などに取り組んできたところでございます。今後もさらなる改善に向け、様々な方策を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 6番 佐々木清和君。

6番（佐々木清和君） もっと端的に、結果が出たのか出なかったのかを知りたいですね、区民は。はい。

それから、グランドホテルの関係なんですけど、金額が正確に、個人情報ということで開示されない、これ、市民に対して失礼ですね。どんだけの負債があるのか、個人情報だから駄目だと、それでグランドを買ってくれ、これ、とんでもない議論です。回答を求めます。

それから、取得に当たって3億円から4億円ということですが、幅がありすぎますが、何月何日にどの担当がどの業者と立入検査をしてこの金額を出したのか、建物の図面が存在するのか、建物の中にアスベストが使われていないのか、アスベストが使われてるとなれば、解体に物すごく費用かかります。4億円では収まりません。たとえ4億円としても、市民2万人ですから、1人2万円です。4人家族でしたら8万円負担しなきゃいけないんですね。これが5億円、6億円になったら、さらに市民の負担は大きくなります。個人情報云々と言いながら取得する、市民に負担させる、こんな理不尽の議会は本当に爽やかではありません。もう少し爽やかにやっていきたいと思うんですが、この辺について、いつ、誰が、どのような調査をしたのか、回答をお願いします。

議長（滝内久生君） 税務課長。

税務課長（佐藤政年君） 税務課です。

ただいまの個人情報というお話ですけども、答弁としては繰り返しになります。税務情報につきましては、法律の定めによりましてお答えすることができませんということしか言い

ようがないです。

以上です。

議長（滝内久生君） 建設課長。

建設課長（高野茂章君） 私のほうから、取得費用というか、解体費用が全員協議会で3億円から4億円というふうに申し上げたところでございますが、これにつきましては、インターネット情報によって、ホテル解体の概略単価というのがありまして、それを参考に平米数を掛けて、4万円から5万円という形で本物件に延べ床面積を乗じて算出したものでございまして、アスベストの処分費や重機の搬入等は踏まえて算出はしておりません。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 6番 佐々木清和君。

6番（佐々木清和君） 市民に対して失礼ですね。立入検査もしてないんですね、図面も見てなくて、で、3億円、4億円。これ、私、仕事柄、アスベストが入ってたら4億円ではできないと思います。じゃあこれ、5億円、6億円になったら、市長、担当課長、どういう責任を市民に対して取るんですか、この差額を。立入検査もしてない建物を、負債も明確もしていない中で市民に買いますよ、こんな議会はあり得ません。もう少し正常な議会を取り戻してもらいたいと思います。いかがでしょうか。改めて現地確認をする意思はないのでしょうか、よろしく回答をお願いします。

議長（滝内久生君） 建設課長。

建設課長（高野茂章君） アスベストにつきましては、高額な費用だということは認識しておりますが、現在、破産手続中で、管財人弁護士の管理下にあります。中に調査することはできかねると現在思っているところでございます。その3億円から4億円、まだ下田市が取得するというふうに決まってはおりません。100万円の提示をするだけの話でございまして、仮に、全員協議会でもお話をさせていただいたとおり、民間が所有してくれるのが一番のベストだというふうの下田市のほうも思っておりまして、そこでPFI等、民間活力を使って、どっかの大きい会社がやってくれるのが本当に一番いいところでございますが、所有者がいなくなって、先ほども答弁させていただいたとおり、飛散、倒壊がありますと、全て市に責任がかぶってくると、そういうことがありますので、取りあえずそのリスクを回避するために手を挙げてる状態で、その100万円で取得できるかというところで100万円を提示させていただくという100万円でございますが、解体につきましても、民間がやるのか、下田市が仮に取得できた場合、今、利活用の予定はございませんが、そういう何ですか、計画があり

きになったときに、補助金を使って解体もできようかと思えます。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 6番 佐々木清和君。

6番（佐々木清和君） 事務局、あと何分ですか。

〔「12分です」と呼ぶ者あり〕

6番（佐々木清和君） 12分。

市長、パーキンソンの法則、御存じでしょうか、イギリスの学者の。そうですか、私の先輩が教えてくれて、僕も納得して、東伊豆でまちづくりをした頃、先輩が町政とはこういうもんだということで。これ、イギリスの話ですが、仕事の量は完成のために与えられた時間を全て満たすまで膨張するというパーキンソンの法則、第1の法則です。量にかかわらず、役人の数が毎年少しずつ増加していることから導き出された理論です。役人の数が増えれば、理論上は仕事に係る時間が短くなると、新しい仕事に時間を割けるようになるはず。しかし、現実には人が増えても同じ仕事を同じ時間でこなす状況が見られていると、そういう理論ですね、これがパーキンソンの第1の法則。

それから、予算、支出の額、先ほどから言ってますように、収入の額に達するまで膨張する、これは税金ですね。第2の法則は、国家の財政状況を基に導かれた法則で、国家の運営費が一定だとすれば、税収の増加で国家の財源は潤うはずなんですが、しかし、イギリスでは、行政の組織ではそのような結果にならなかったと。税金が毎年増えているにもかかわらず、毎年お金を使い切ってしまう、税の負担が増えると、これがパーキンソンの法則で、これは今、常識的になってます。

家計にも当てはまります。人間は気が緩むとお金を際限なく使ってしまう。持ち合わせたお金を使ってしまう。市はこの財務に対して真剣に向き合う姿勢が大事だと思います。公務員が増えると手続が増える、税金が上がる。公務員が減ると国民の無駄な手続が減り、税金が下がる、これもパーキンソンの第2の法則です。普通、公務員が増えればサービスが向上すると思いがちですが、これは逆を証明したということになってます。

私の主張したいのは、得か損ではなく、何が幸せか、何が正しいかが根本にないと、厳しい問題は乗り越えられないということです。どのような生き方が幸せか、市の政策に込められていないと、まさに今の下田市役所の状況になってしまうんです。

それから、これも、これ、労働時間の関係ですが、パーキンソンは同じようなことを言ってます。職員の数が増えても同じ仕事を同じ時間でこなす状況から見て、職員からすれば、

労働時間が長いほど残業代が増えるので、金銭的なメリットが享受できる。長く働くほどお金がもらえると解釈してしまい、無意識に仕事の時間を引き延ばそうとする神経が働く、これが第2の法則です。こういうところを改めるのが民間の発想なんですね。これを、今の緩々な状況を変えていくのは、まず市役所から変わってほしいというのはこのことであります。市長、どのようにお考えでしょうか、お願いいたします。

議長（滝内久生君） 市長。

市長（松木正一郎君） 先ほども申しましたけれども、私たち行政に携わる者として、市民の皆さんのことをしっかり考えて、哲学を持って仕事に向き合い、そして実際にそれを実現していくと、これが大切なことは論をまたないと思います。しかしながら、一方で、今、議員がおっしゃったような公務員批判が物すごく今、社会に吹き荒れているような気がします。コロナによって人々のお互いを思いやる気持ちというものが何となく薄れてしまって、誰かのせいにしたたり、誰かを非難したり、この前の市内でクラスター発生したときもそうですが、非難の応酬みたいなことになっていないだろうか。先ほど申しましたとおり、できれば正當に私たち職員の今の努力について目を向けていただければと思います。

現在、学校の先生もなり手が非常に少ないというふうに聞いています。公務員も同様です。給料が高過ぎるといった批判や、あるいは皆さんからのかなり厳しい、批判ではなく非難に近いような不当なものがところどころあります。今、佐々木議員がおっしゃったことの中にもひょっとしたら入ってるかもしれないと私は感じました。それによって傷つく者がいるということを、どうか忘れないでいていただきたいと思います。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 6番 佐々木清和君。

6番（佐々木清和君） 捉え方はいろいろとあると思いますが、これは市民の感覚で物を言わせていただいております。批判してるのではなくて、これは統計としてそういう結果が出たので、皆さん、気を引き締めて、市をよくしていきましょうということで、職員個々を批判していることではありません、誤解のないように。

もう時間もありませんので、焼却場について適切な回答がなかったんで、私の考えは、市長が言ってるように、焼却場を造るに当たっては、まずリサイクル、分別、これが最優先だと思ってます。2年、3年かけて、市民の協力をいただいて、ごみを減らして、さあ、こんだけのごみの量になったので、焼却場の規模をこういうふうにしようというのがプロセス、段階だと思っています。今は焼却場ありきで先に行ってますが、2年、3年待っても十分です。

万が一、焼却場が壊れても、南伊豆、松崎でお世話になることができます。そういう市民のことを大前提に考えて、まずリサイクル設備の先行投資、これが大事かと思います。それを徹底した中で、残ったごみをいかに処理するか、バイオ処理、いろいろあると思います。バイオ処理の補助金なんかも今あるようですが、さらに充実するのも大事だと思います。

それから、最後になりますが、庁舎の問題ですが、私は不満があるんですけども、現庁舎の図面をもらいに行きましたら、開示できるかどうかを課内で検討すると、こんなことを言っておりましたけど、こんなことでは時間かかります。何で庁舎の図面が課で検討しなければ開示できないのか。今、事務局に置いてありますが、写真撮影もできないんですね。ですから私、これ、トレースしました、2時間ほどかかります。これは仕事でやってるんで、まだ早いほうです。なぜこれ、デジカメで撮れないんですか。こういうことを行政がやって…

…。

議長（滝内久生君） 5分前です。

6番（佐々木清和君） 何分ですか。

議長（滝内久生君） 5分前です。

6番（佐々木清和君） はい、はっきり言ってください。

議長（滝内久生君） はっきり言ってます。

6番（佐々木清和君） そういうことで、まず私の試算ですけども、庁舎西館、それから旧消防、それから本館、合わせると3,073.58平米、それから現稲生沢中学校、これは4階も含めてです、私は1階も、洪水対策もあるんですけど、1階から有効に使って、全てを市庁舎にする、足りなければ新庁舎を少し造る、そういう発想でないと、前回質問したように、一部をとということで市長は取り消しましたけど、最優先に校舎を、中学校を新庁舎として考えますと、体育館も含めてです、体育館も地元で十分技術的には改善できます。稲生沢中学校は4,525.317平米、これ、教育の中央公民館のやつがちょっとデータがないんで、あれなんですけども、今、狭い中でやってますので、多少の増築は必要かと思いますが、それでも中学を1階から4階まで使う前提、足りなかったら新庁舎を造る、こういう発想に切り替えていただきたいと思うんですけども、市長、いかがお考えでしょうか、市民の貴重な税金でございます、そういう切替え。

それから1億5,000万円、旧庁舎にかけて1年半かかると言いましたね。1年半時間があれば、稲生沢中学にこの1億5,000万円の分を改修に使えるわけですね、お金をどぶに捨てるような発想を捨てて、この現庁舎は改修しないと、中学を同じ1年半であるから、中学校

を必要な改修するという事で発想を切り替えていただければと思うんですが、市長の考えをお願いいたします。

議長（滝内久生君） 市長。

市長（松木正一郎君） 2点、お答え申し上げます。

1つ目の、ごみの削減が、あるいはリサイクルの徹底がまずは先じゃないかというふうな御意見、私は全く同感でございます。それはこれまでもずっとこの場でも申し上げていたつもりです。その代わり、ごみを削減するためには市民の暮らしを変えていただかなければならない。そういったことを私たちが勝手に決めるのではなく、市民と一緒に検討していく、そういったことで、今後、周辺3町も含めて、市民や行政がみんなで考えるワークショップなどを進めていく予定でございます。

それからもう一つ、庁舎について、中学校の利活用を一部でなくということ、一部では、もっとだろうと言われた御指摘は、私はそのとおりですというふうにお答えしました。ただ、全部とは申し上げてない。どのくらい活用できるのかについては、やはりどうしても専門的な検討が必要になりますので、その検討を待って考えたいと思います。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 環境対策課長。

環境対策課長（鈴木 諭君） 先ほど設備の先行設置というふうなお話もございましたので、そちらについてお答えをいたします。

現在計画しているところでは、既存施設の敷地内に新たに設備を整備していく、そのような予定を基本として進めているところです。工事期間中等に過渡期のごみ処理といったものを、そういった部分も考慮して焼却施設、それから資源化施設、そういった順番で整備をしていくと、そのような計画となっております。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 6番 佐々木清和君。

6番（佐々木清和君） 今、清掃センターの関係でお話がありましたので確認させていただきます。課長の紹介で清掃センターの設備の現地視察を要望して、私、直接お伺いしましたら、今、三機工業が運営管理を委託されてると。新人議員のときには中を十分確認できたんですが、三機が受けたので、会社の規定として、議員といえども清掃センターの中の施設には入れませんと断られました。私はヘルメット、安全靴を履いて、そのつもりで行きました。結局、中央監視センターのちょっと古い操作盤ですけど、そこの確認しかできませんでした。

私は中を見たかったんですね。

したがって、要望します。下田市と三機工業の委託契約というんでしょうか、文書があれば提示を願いたいと思います。なぜかという、運営に当たって微妙な故障が生じます。これは受けたメーカーの管理ミスで出た障害なのか、経年劣化の障害なのか、そういう判断に迷うところがあるんですよね。こういうものが組み込まれてるかどうかというのもぜひ確認したいんです。ですから三機さんとの……。

議長（滝内久生君） 残り1分です。

6番（佐々木清和君） あれば、議会中に提示を願いたいと思います。

まだたくさんありますが、これで質問を終わらせていただきたいと思います。

市長、ついではなりますが、私は感動のまちづくりが大切ということでやらせていただいています。海岸の自然とかまちの歴史。そんな中で、選挙に出たときは公約という言葉は使わないで、挑戦をさせていただくということで、公約という言葉は1つも出しておりません。そんな中で感動のまちということで、朝、議会へ来ると、おはようございます、爽やかな朝ですかというような挨拶をするんですね。答えてくれるのは、議員では鈴木議員が爽やかですよとか言ってくれますけども、これがやっぱり感動のまちの第一歩だと思います。相手に。

議長（滝内久生君） 時間です。

6番（佐々木清和君） はい。

議長（滝内久生君） 時間です。

6番（佐々木清和君） はい。またあれします、よろしく。市長、今日は爽やかでしょうか、よろしく。

〔発言する者あり〕

議長（滝内久生君） これをもって、6番 佐々木清和君の一般質問を終わります。